

おたるドリームビーチ海水浴場ルール

令和6年5月

おたるドリームビーチ海水浴場運営対策協議会

目 次

	ページ
第1章 総則 (第1条～第2条)	1
第2章 海の家 (第3条～第21条)	1～4
第3章 海水浴場利用者 (第22条～第28条)	4～5
第4章 ルールの遵守 (第29条～第30条)	5
第5章 雑則 (第31条)	5

第1章 総則

(目的)

第1条 おたるドリームビーチ海水浴場ルール（以下「ルール」という。）は、おたるドリームビーチ海水浴場（以下「おたるドリームビーチ」という。）のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに、誰もが快適に安全・安心して利用できる海水浴場とすることを目的とする。

(周知)

第2条 おたるドリームビーチ海水浴場運営対策協議会（以下「協議会」という。）は、連携して、報道機関、看板、ポスター、パンフレット、チラシ、海水浴場場内放送などにより、ルールの周知・啓発の徹底を図る。

第2章 海の家

(営業時間等)

- 第3条 おたるドリームビーチの海を家の営業時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、飲食の提供及びレンタルに関する営業は、午後9時までとする。
- 2 海の家は、営業終了30分前には、利用者に営業終了時間を周知するとともに、営業時間終了後、利用者が店内に残っている場合には、速やかに退出させるよう努める。
 - 3 営業時間終了後の従業員の活動は、必要最小限にとどめ、速やかに退出する。
 - 4 海を家の営業期間は、海水浴場開設届の期間を超えないものとする。
 - 5 第1項の営業時間は、イベントを実施する日に限り、終了時間を2時間まで延長することができるものとする。

(クラブ化形態の営業)

第4条 クラブ化の形態による営業は行わない。

(クラブ化の定義)

- 第5条 クラブ化の形態による営業とは、公共用財産たる国有海浜地の用途目的、安全・安心で快適な海岸の維持、地域のにぎわいの創出・観光振興等の目的を妨げる次のいずれかの形態による営業をいう。
- (1) ダンスステージ、ダンススペース（椅子・テーブル等を一時的に撤去してダンスステージ等を設ける場合を含む。）を設けて客にダンスをさせる営業形態（ただし、地域の住民や団体が協力・参加するフラダンス・キッズダンス発表会の催しなど地域振興に合致するものについては、関係法令に抵触しない範囲において行うことを妨げるものではない。）
 - (2) 地域の住民の平穏な生活環境を乱したり、一般利用者等が安心して海水浴場を利用できないような威圧感や警戒感を抱かせるような営業形態
 - ア 人声又は楽器、音響機器等の音を異常に大きく発し、利用者がダンスに興ずることを容認するようなイベントの開催
 - イ 海を家の屋内から屋外に向けてダンスミュージック等の音楽を流し、屋内外の利用者の参加を促すダンスイベント及びこれに類似するイベントの開催

(クラブ化禁止の対策)

- 第6条 海の家フロアには、椅子・テーブル等を常時設け、ダンスができるようなスペースやDJブースなどのダンスミュージックを流すための音響設備を設けない。
- 2 組合は、「クラブ化禁止」を徹底するため、各組合員から海の家店内配置図(椅子・テーブルその他の設備等の配置が記載されたもの)等の書類の提出を求め、営業期間中、ダンスイベントのため配置を変更していないかどうか等について、定期的にパトロール等による確認を行う。
- 3 クラブ化の形態による営業を行うような広告をし、チケットの販売を行わない。

(イベントの定義)

- 第7条 イベントとは、海の家において、有料・無料の別、主催者、実施時間及び入場制限の有無を問わず、集客を目的として行う、会合、パーティー、トークショー、コンテスト、音楽鑑賞会、弾き語り演奏会、ライブコンサート、フラダンス・キッズダンス発表会等の催しをいう。

(イベントの実施)

- 第8条 イベントは、営利を目的とせず、一般利用者の利用を著しく妨げるものでないものとし、機器運搬時やイベント実施時にトラブルが発生しないよう海の家組合員が責任をもって管理する。
- 2 海水浴場利用者の更衣休憩等の利用及び近隣の生活環境を妨げないよう、運営上必要最小限の時間及び実施回数とする。

(イベントを予定している海の家に対する事前指導等)

- 第9条 組合の代表者は、イベントを実施する予定のある海の家組合員から、騒音等の対策が記載された「イベント実施計画書」、「配置図」及び「予算書」等の書類の提出を求め、ルールに適合しているかを確認し、書類をとりまとめ、北海道後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課(以下「道(事業課)」という。)、北海道札幌方面小樽警察署地域課(以下「小樽署」という。)及び小樽市消防署消防課(以下「消防署」という。)に提出する。
- 2 組合の代表者は、1件ごとのイベントの実施内容(実施日時、イベントの種類、参加予定人数、使用機材、その他必要な事項)についても、前項の計画書と同様に提出する。
- 3 前2項で定める提出は、遅くともイベントの実施予定日の1か月前までに、道(事業課)、小樽署及び消防署にその実施内容を提出する。ただし、1か月前までに実施内容が確定しない場合には、道(事業課)、小樽署及び消防署にその旨を連絡し、必要な指示を受ける。
- 4 組合の代表者は、イベント等の実施計画がルール等に適合しないと認められる場合は、組合員に是正を求める。

(騒音対策)

- 第10条 海の家(組合)は、おたるドリームビーチの近隣の人家や周辺環境等に配慮して、静穏が確保できるよう騒音対策を行う。
- 2 ドリームビーチ協同組合等は、スピーカ、アンプを使用したイベントを開催する場合、生活環境に支障が生じないように、音量チェック等の対応を徹底する。

3 海の家において、組合が貸与又は許可する音量制限のあるスピーカー、アンプ以外の音響機器の使用は認めない。

(プレジャーボート等の使用制限)

第11条 組合は、北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例に基づく水域利用調整区域内救助艇等届出書にて届出を行った船舶以外、海水浴場内にプレジャーボート等を持たない。

(反社会的勢力の排除の徹底)

第12条 組合及び現地営業責任者は、海を家の運営に当たり、暴力団などの反社会的な勢力(以下「暴力団」という。)の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる取引を防止する。

2 組合は、暴力団関係者の介入を阻止するために、現地営業責任者及び海を家の従業員の身分確認や暴力団関係者でない旨の誓約書を作成させる等の必要な措置を講じる。

(風紀上の対策)

第13条 海を家の従業員は、海水浴場の利用者に対し威圧感や警戒心を抱かせるような刺青やタトゥー等の露出を控える。

2 海の家は、酒類・タバコを販売する際に、購入者が20歳未満であると思料するときは、身分証明証等により年齢を確認したうえで販売する。

3 海の家は、飲酒運転や飲酒に伴うトラブルを防止するため、自動車などの運転者や泥酔客への酒類の提供は行わない。

4 海の家は、強引な客引きは行わない。

(ゴミの処理及び清掃)

第14条 組合は、海を家の営業に伴い発生するゴミについて、ゴミ収集業者と契約を結ぶなど適切な処理を行う。

2 組合は、台風などの荒天時に、大量のゴミや廃棄物が発生した場合には、放置することなく、速やかに、組合と組合員が協議し、適切に処理を行う。

3 組合は、ビーチクリーンなどに積極的に参加し、おたるドリームビーチの美化に努める。

(適切な排水等の処理)

第15条 海の家は、シャワーや調理場等の排水は全て浸透枡で処理する。

2 廃油を廃棄物として別に処理することや、グリストラップ(油水分離槽)を設置する等により排水から油分を可能な限り除去すること、自然に分解しやすいシャンプーや洗剤を使用することなどにより、環境負荷の軽減に取り組む。

3 トイレの排水処理方法は、し尿収集によるものとする。

(災害・荒天時の対応)

第16条 海の家は、地震等の災害発生に備え、従業員に避難誘導手段の周知徹底を図るとともに、「津波避難経路一覧図」を海の家において利用者が認識しやすい場所に掲示する。

- 2 海の家は、避難場所や避難誘導の手順等について、海水浴場設置者、監視員及びライフセーバー等の関係者との連携を図る。
- 3 海の家は、台風等の荒天時に備え、安全対策に万全を期すとともに、海の家に係る廃棄物が発生した場合は関係機関と連携を図り、迅速かつ適正に処理する。

(苦情対応等)

- 第17条 海の家は、海を家の運営に関して、海水浴場利用者や地域の住民等から要望・苦情があった場合には丁寧に対応する。
- 2 海を家の組合員は、現地営業責任者との連絡体制及び組合の代表者への報告手続等の整備を図る。
 - 3 組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開するとともに、シーズン終了後、内容を取りまとめ、関係行政機関からの要請があれば、これを提出する。

(海水浴場以外の土地利用)

- 第18条 海の家は、海を家の運営に関わるパラソル・サマーベッド等のレンタル用品は利用客が求めてから外に出すようにし、また、椅子・テーブル、看板、ロープその他工作物を海水浴場以外の土地に設置しないよう徹底する。
- 2 海の家（その従業員及び関係者を含む。）は、歩行者や他の車両の通行の妨げとなる通路等への駐車や、荷物の積み降ろし時以外に車両を砂浜へ乗入れない。

(原状回復の徹底)

- 第19条 海の家は、占用許可の期間内に建築物、工作物、備品、釘、廃棄物、地下埋設物その他一切の物を全面撤去し、原状回復を徹底する。

(海を家の建築・撤去時の注意)

- 第20条 海の家は、海を家の建築・撤去工事中は、海岸利用者や近隣の住民に危害を与えることのないよう、安全な車両進入路の確保、歩行者誘導、仮囲いや注意看板の設置等の対応を適切に行う。
- 2 海を家の建築・撤去の際には、近隣住民に計画、時期等について説明や周知を図るとともに、低騒音型の機械を使用するなど騒音対策を実施する。

(関係法令等の遵守)

- 第21条 海の家は、占用許可や営業許可のほか、消防法、建築基準法など関係法令の遵守を徹底する。

第3章 海水浴場利用者

(飲酒の制限)

- 第22条 海水浴場利用者は、飲酒により他の利用者に迷惑をかけることがないように節度を保たなければならない。
- 2 海水浴場利用者は、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という認識の下に、飲酒運転をしないこと、飲酒運転を行うおそれのある者に対し車両又は酒類を提供しないこと及び飲酒運転に係る車両に同乗しないことに努めなければならない。

3 協議会は、飲酒運転根絶を目指すほか、海水浴場における飲酒の制限や飲酒後の遊泳禁止などに関する市内統一的なキャンペーン、イベント等がある場合には、積極的に参加し、その周知徹底を図る。

(刺青・タトゥーの露出制限)

第23条 海水浴場利用者は、他の利用者を畏怖させるような刺青・タトゥーの露出は控えなければならない。

(粗暴な言動の禁止)

第24条 海水浴場利用者は、粗野又は乱暴な言動をし、又は威勢を示すことなどにより、他の者に不安を覚えさせ、畏怖させ、困惑させ、嫌悪を覚えさせることにより、他の海水浴場利用者の海岸利用の妨げになる行為を行ってはならない。

(音響機器等の使用制限)

第25条 海水浴場利用者は、海水浴場内において音響機器等を使用して音又は音声を流す場合、その音量について、周辺環境に十分配慮をし、他の利用者に迷惑をかけることがないようにしなくてはならない。

(焚き火又は火気を使用する調理器具の使用制限)

第26条 海水浴場利用者は、海水浴場内において焚き火をし、又は火気を使用する調理器具を使用してはならない。ただし、組合が指定した「ジンギスカン、バーベキューエリア」内で組合の管理の下に、火気を使用する調理器具を使用することができる。なお、「ジンギスカン、バーベキューエリア」として指定する位置、面積及び監視体制等については、海水浴場開設前に協議会において協議する。

(プレジャーボート等の使用制限)

第27条 海水浴場利用者は、組合が指定したエリアを除きプレジャーボート、サーフボード又はヨット等を乗り入れてはならない。

(キャンプの禁止及びテントの使用制限)

第28条 海水浴場エリア内では、キャンプの実施やテントの使用を禁止する。ただし、監視業務及び救護活動に支障を及ぼさない程度で、横幕を外した状態のテントや、縦横高さ各1.2メートル以下のテントの使用はこの限りではない。

第4章 ルールの遵守

(パトロールの実施等)

第29条 協議会は、ルール遵守の状況等を確認するため、パトロールを実施する。

2 協議会の事務局は、パトロールの結果を取りまとめ、協議会に報告する。

(ルール遵守の依頼)

第30条 協議会は、前条に規定するパトロール等により、海の家におけるルール違反が確認された場合には、組合の代表者を通じて、当該海の家事業者に対して是正指導を行う。

第5章 雑則

(その他)

第31条 このルールに定めがない事項で、速やかな見直し等が必要な場合には、協議会で協議の上、必要な改正等を行う。

附 則 このルールは、平成28年6月1日から施行する。

附 則 平成29年5月1日改正（協議会名称変更、第26条ただし書き追加）

附 則 平成31年4月18日改正（第3条第5項追加、第10条第2項、第18条第1項、第26条及び第27条の一部修正）

附 則 令和6年5月23日改正（第3条第1項及び第13条第2項の一部修正）

関係法令

法 令 名	内 容	所 管 部 局
北海道海水浴場の管理運営に関する指導要綱	海水浴場設置の届出	北海道後志総合振興局 保健環境部環境生活課
海岸法 同施行細則	海岸保全区域及び一般公共海岸区域の占用許可	北海道後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室 維持管理課・事業室
北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例	プレジャーボート等の航行に伴う危険及び水難事故等を防止	北海道総務部危機対策局危機対策課
食品衛生法 同施行細則	飲食店等の営業許可営業の報告の届出	小樽市保健所生活衛生課
北海道暴力団の排除の推進に関する条例 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例	暴力団関係者への利益供与等の禁止等	小樽警察署
北海道迷惑行為防止条例	深夜の騒音等の禁止等	小樽警察署
酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律	公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合の罰則等	小樽警察署
建築基準法	仮設建築物の許可、建築確認等	小樽市建設部建築指導課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の適正な処理義務	小樽市生活環境部清掃事業所
消防法	建物の防火対策等	小樽市消防本部予防課 ・警防課
北海道青少年健全育成条例	深夜外出の制限、たばこ、酒類の年齢確認等	小樽市生活環境部青少年課